

住民監査請求（区民アンケート〔西淀川区2〕）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和3年9月22日（水曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年10月29日決定）

1 請求の要旨

令和2年度西淀川区民アンケートの主たる目的は運営方針の評価であると認められる。西淀川区役所はこの区民アンケートの結果を運営方針の指標として用いることの妥当性について何ら確認をしておらず、説明もできない状態であり、その結果、この区民アンケートにかかる経費が目的（運営方針の評価）を達成できないまま支出されており、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっている。

この損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

また、令和3年度も区民アンケートの予算が計上されており、令和2年度と同様の損害を生じることが明白となっているので、この予算を執行しないよう求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

この点、本件契約締結についてみると、本件契約は令和2年7月29日に締結され、令和3年4月9日の支出命令に基づき、令和3年4月21日に支払いがなされているところ、当初契約締結からは1年が経過しており、1年以内に監査請求ができなかった正当な理由が示されていない。よって、本件契約の締結は監査請求の対象とならず、本件契約に基づく公金の支出（支出命令及び支払い）が監査請求の対象となる。

そして、本件契約に基づく公金の支出については、本件契約に基づく債務の履行として行われたものである。

職員は、契約に基づく支出を行うときは、当該契約が私法上無効でない場合には、当該契約に基づく債務を履行すべき義務を普通地方公共団体が負担する以上、その契約を法律上又は事実上解消することができるような特殊な事情が認められるときでない限り、契約に基づく債務の履行として行われた支出が財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはない（最高裁平成25年3月21日判決）。したがって、有効な契約に基づく債務の履行として行われた支出は、当該契約を解消等できる事情があるときでない限り、財務会計法規上の義務違反となることはない。

請求人の主張についてみると、本件契約に基づく公金の支出に関して、本件契約の内容につき目的が達成できていないなどと主張するものであって、本件契約につき、無効であること、あるいは、法律上又は事実上解消することができるような特殊な事情を主張するものとは認められず、公金の支出について財務会計法規上の義務に違反する違法事由の主張とは認められない。

また、令和3年度区民アンケートの実施に要する費用について、支出の差止めを求めており、これについて令和3年度の運営方針に同様の指標が記載され、また区民アンケートの予算が計上されていることを摘示し、令和2年度同様の損害が生じることが明白と主張しているが、当該費用の支出が違法又は不当となる事由の摘示があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。